

# 研究



## 土地工作物管理使用收用令に就て(三)

田口二郎

### 目次

- 第一 總説
- 第二 管理、使用、收用の意義
  - 一 管理
  - 二 使用
  - 三 收用
- 第三 管理、使用、收用の當事者
  - 一 管理、使用、收用の主體
  - 二 管理、使用、收用の相手方
- 第四 管理、使用、收用の目的物
  - 一 總動員業務
  - 二 土地
  - 三 工作物(以上五月號掲載)
- 第五 管理、使用、收用の準備
- 第六 管理、使用、收用の手續
  - 一 内閣總理大臣との協議
  - 二 管理、使用、收用令書の送達又は公告
  - 三 管理、使用、收用の事前中止及管理、使用の廢止

(以上六月號掲載)

第七 管理、使用、收用の效果 (以下本號掲載)

- 一 権利の得喪及停止
- 二 土地、工作物の引渡
- 三 報告徴取及臨檢々査
- 第八 損失補償
- 一 損失補償の意義及範圍
- 二 損失補償の請求

(未完)

國を冠したのは、國家總動員法

土を冠したのは、土地收用法

(略語解)  
引用條文に

則を冠したのは、土地工作物管理使用收用令施行

規則

冠字のないのは、土地工作物管理使用收用令

第七 管理、使用、收用の效果

一 権利の得喪及停止

土地、工作物の管理、使用、收用處分は主務大臣の令書の送達又は之に代る公告に依つて行はれることは既に明かにしたが、管理、使用、收用の目的たる效果は此の送達又

は公告に依つて直に發生するものではない。それは豫め定められ、令書又は公告に記載されてゐる管理、使用、收用の時期の到來に依つて始めて生ずるのである。

即ち、管理、使用の場合には管理又は使用の時期に於て政府が管理權又は使用權を取得し、當該土地又は工作物に於ける其の他の權利は管理、使用を妨げざるものを除くの外管理又は使用の期間其の行使を停止される(第十一條第一項)。

又、收用の場合には、收用の時期に於て政府が當該土地又は工作物の所有權を取得し、其の他の權利は消滅する(第十一條第二項)。

斯る權利の得喪及停止は、國家の一方的行爲たる管理、使用、收用處分の效果として發生するものであり、國家と土地、工作物所有者との間に於ける私法上の法律行爲に基づくのではない。従つて國家の管理權、使用權、所有權の取得は原始的取得である。其の取得する權利は新なる權利であり、何等前者の瑕疵を承繼しない。されば管理、使用

收用には瑕疵擔保の問題を生ずることがないのである。

管理、使用、收用處分に於ける權利得喪及停止の効果は絶對的であり且物權的であつて、從來當該土地又は工作物の上に權利を有してゐた總ての者に及ぶのである。而して其の權利は公權たる私權たるを問はないものと思ふ。

管理、使用に於ては一方に於て國家が管理權、使用權を取得し、他方に於て當該土地、工作物の所有者其の他の權利者が其の權利の行使を停止されるのであるが、其の期間は送達された令書又は之に代る公告に定められてゐる管理使用の期間である。而して權利行使の停止は、管理、使用の目的を完全に達せしめる爲のものであるから、管理、使用を妨ぐる限度に於てのみ存するのであり、之を妨げないものは停止されることがない。例へば抵當權や先取特權の如きものは其の行使を停止されないのである。

收用に於ては國家が土地、工作物の所有權を取得すると共に、從來當該土地、工作物の上に存した一切の權利が消滅に歸する。其の權利者が所謂知れたる關係者であると否

とは問ふところでない。

收用に依つて國家の取得する所有權は勿論私法上の所有權である。收用は公法上の處分であるけれども、其の効果として取得する所有權は私法上の權利である。此のことは格別珍らしいことではなく、所謂公法的原因に由る私法的效果として一般に承認されてゐるところであり、土地收用法の下に於ても通説の認めるところである。

而して不動産に關する物權の得喪變更が登記を爲さなければ第三者に對抗し得ない（民法第七十七條）と謂ふ一般原則は、收用に依つて取得した所有權に付ても當然適用されるものと觀ねばならないから、本令に依つて國家が土地又は工作物の一種たる建物を收用した場合に於ても對抗要件として登記を爲さなければならない。

此の場合の所有權移轉の登記は主務大臣遲滞なく之を登記所に囑託することを要し、其の囑託書には收用令書及土地又は建物に關する受領調書（後述）の謄本を添附することを要する。尙此の囑託登記は不動産登記法第三條第

二項及第百三條ノ二の規定が準用される(第十二條)。

茲に「所有權移轉ノ登記」と謂つてゐるけれども、それは不動産登記法に於ける用語例に従つたに過ぎないのであつて、之が爲に收用に依る所有權の取得を承繼的取得と解すべきではない。

管理處分に依つて國家の取得する管理權は土地、工作物の所有權に對する制限權であり、使用處分に依つて國家の取得するものは土地、工作物に對する使用權であることは既に述べたが、此の管理權、使用權は登記なくして第三者に對抗し得るものと解する。

土地收用法上の使用權に付て、それが登記を必要としないう理由として公法上の權利であることを主張する有力なる學説がある(美濃部博士、公用收用法原理四〇四頁)。之は公用使用に於ける使用權は總て公法上の權利であるとする立場から論ぜられてゐるものゝ様である。従つて使用權が法律の規定に依つて直接に與へられる場合も、行政處分に依つて設定される場合も、或は又一時的のものも、繼續のもの

のも同様に公法上の權利であり、私法上の法律行爲に依つて優すことの出来ないものであるから、登記を必要としなうと考へられてゐる様である。

固より公用使用に於ける使用權には、公法上の權利に屬するものゝあることは否定することを得ないけれども、收用が私法上の所有權に對する侵害であると同様に、使用も亦所有權に對する侵害であり、只收用とは程度の差に過ぎないとも觀られるから、收用に於けると同様に公法的原因に由る私法的效果を認め得る餘地があるのではあるまいか。公用使用に於ける使用權が公法上の權利なりや私法上の權利なりやは、それが認められる各個の法律の規定に依り異なるものと謂ひ得るのではなからうか。例へば曩に説明した本令第十九條の規定する立入測量検査權の如きは國家の權力的作用として直接法律に依つて與へられてゐるものと解されるから公法上の權利と觀られるが、土地收用法第一條の使用權、電氣事業法第九條の使用權、本令に於ける使用權等は收用の場合と同様に私法的效果を認めても差支

ない様に思はれる。之等の權利を私法上の權利と觀ることが出来る。之が土地又は工作物に固着して存在し、其の性質は物權のものであるから、登記を要せずして第三者に對抗し得る特別法上の物權であると謂ふことになるであらう(民法第七十五條)。

公用制限たる管理處分に依る管理權も全く同様のことが謂へるのであつて、使用權に付て右の様に考へることが許されるとすれば、管理權も亦登記なくして第三者に對抗し得る特別法上の物權とならざるを得ない。

## 二 土地、工作物の引渡

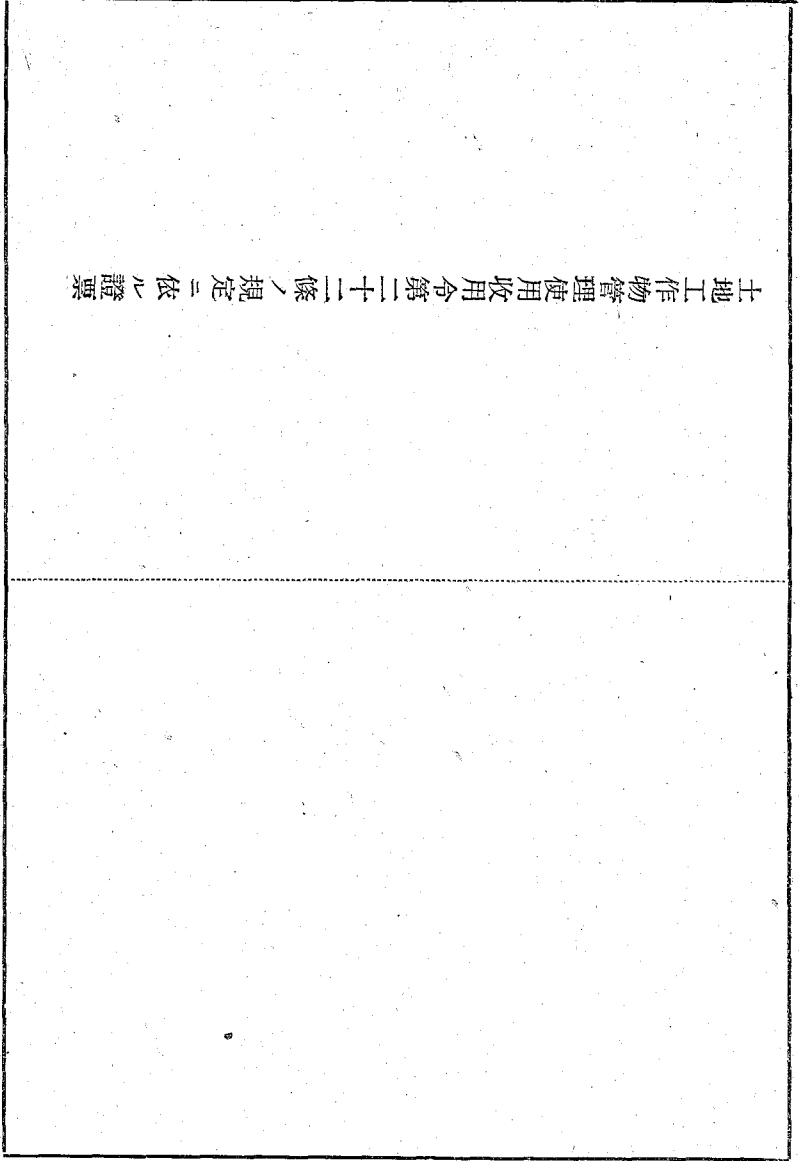
管理、使用、收用の目的たる效果、即ち權利の得喪及停止は管理、使用、收用時期の到來に依つて發生することは以上述べた通りであるが、使用及收用に付ては、其の處分の附隨的效果として、土地、工作物引渡の義務を其の所有者及占有者に負擔せしめる。即ち使用又は收用すべき土地、工作物の所有者及占有者は、使用又は收用の時期に當該土地又は工作物を主務大臣に引渡すべき義務を負ふので

ある(第八條第一項)。

管理は消極的な權利制限であるから目的物の引渡を受ける必要はないが、使用、收用にあつては積極的に現實支配を獲得する爲當該土地又は工作物の引渡を要する。而して引渡の時期は、使用、收用の目的たる效果發生の時期、言ひ換へれば、令書又は其の送達に代る公告に記載せられた使用、收用時期である。此の點は土地收用法に於て、收用又は使用の時期迄に引渡すことを要するものとしてゐると趣を異にする(土第六十一條)。

此の土地、工作物引渡義務に關する規定は當該土地又は工作物に付、強制執行手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續其の他此等の手續に準すべきもの、進行中と雖も其の適用を妨げない(第八條第二項)。

主務大臣は當該官吏をして此の引渡を受けしむるのである(第九條)が、此の職權の一部は主務大臣必要ありと認めるときは所轄官衙の長又は地方長官に委任することが出来る(第二十一條)から、其の場合に於ては所轄官衙の長又



土地工作物管理使用收用令第二十二條ノ規定ニ依ル證票

(表 面)

第一號樣式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

第 號 昭和 年 月 日 交付

111

國家總動員法第十三條第三項 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ  
 命令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ  
 管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

國家總動員法第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五  
 千圓以下ノ罰金ニ處ス

五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用者ハ收用又ハ  
 從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者

土地工作物管理使用收用令第九條 主務大臣ハ當該官更シテ使用又ハ收用ス  
 ベキ土地又ハ工作物ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス

土地工作物管理使用收用令第二十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ  
 所轄スル官衙ノ長又ハ地方長官ヲシテ第六條、第九條、第十九條又ハ前條ニ  
 規定スル職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

土地工作物管理使用收用令第二十二條 本令ニ依リ當該官更ラシテ引渡ヲ受ケ  
 シメ又ハ立入測量検査若ハ隨檢検査ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示  
 ス證票ヲ携帯セシムベシ

土地工作物管理使用收用令第十條 令第二十二條ノ規定ニ依ル證票ハ  
 引渡ヲ受ケルニ附携帯セシムベキモノニ在リテハ別記第一號様式ニ、立入測  
 量検査又ハ隨檢検査ニ付携帯セシムベキモノニ在リテハ別記第二號様式ニ依

當該官廳又ハ官衙印

職 氏

名

第 號

は地方長官が當該官吏をして引渡を受けしめることゝなる。

當該官吏をして土地、工作物の引渡を受けしめる場合には、其の身分を示す證票を携帯せしめなければならぬ（第二十二條）。之を携帯しなかつた場合に關しては曩に立入測量検査權に付て述べたところと同様に考ふべきであらう。同行する當該官吏の補助者等が其の携帯を要しないことも同様である。

此の證票の様式は第一號様式として定められてゐる（則第十條）。

當該官吏が土地又は工作物の引渡を受けたときは受領調書を作り、引渡を爲した者に之を交付しなければならぬ、此の場合引渡を爲した者が占有者である爲に、其の占有者に受領調書を交付したならば、當該官吏は遲滞なく、當該土地、工作物の所有者に其の謄本を送付することゝなつてゐる（第十條）。

當該官吏が受領調書を作成する場合には、已むを得ざる

場合を除くの外、當該土地又は工作物の所有者又は占有者をして立會はしめることを要する（則第二條）。

受領調書は之を二通作成し、當該官吏及其の作成に立會つた所有者又は占有者は其の各適に記名捺印せねばならぬ（則第三條第一項）。

受領調書は土地に關する受領調書、工作物に關する受領調書の二種に分れ、其の記載事項は次の通り定められてゐる（則第三條第二項及第三項）。

土地に關する受領調書

- 1 受領官廳名
- 2 當該土地所有者の住所及名
- 3 當該土地所在の郡、市、區、町村及字並に土地の番號、地目及面積
- 4 同一の番號に屬する土地の一部が使用又は收用の目的たる場合に於ては其の目的たる部分の表示
- 5 當該土地の現況
- 6 調書を作成したる年月日



7 前各號に掲ぐる事項の外當該土地に關し主務大臣又

は土地工作物管理使用收用令第二十一條の規定に依り  
職權を行ふ官衙の長若は地方長官に於て必要と認むる

事項

工作物に關する受領調査

1 受領官廳名

2 當該工作物所有者の住所及名

3 當該工作物所在の郡、市、區、町村及字並に土地の

番號

4 當該工作物の種類、造作及構造の概要並に建物に在

りては建坪及延坪數、其他の工作物に在りては面積

又は規模

5 當該工作物の現況

6 調査を作成したる年月日

7 前各號に掲ぐる事項の外當該工作物に關し主務大臣

又は土地工作物管理使用收用令第二十一條の規定に依  
り職權を行ふ官衙の長若は地方長官に於て必要と認む

る事項

土地、工作物の所有者、占有者が引渡を爲さない場合に  
は、其の事情の如何に依つては使用者は收用を拒み、妨げ  
又は忌避する罪として罰則の適用を觀ることもあらう。そ  
れのみでなく、此の引渡義務は法律の直接規定に依る公法  
上の義務であるから、主務大臣は行政執行法の定めるところ  
に從ひ當該行政官廳として、其の義務の履行に付強制執  
行を爲すことが出来る。行政執行法は斯る義務の強制執行  
方法として、代執行、執行罰、直接強制の三手段を定めて  
ゐる（同法第五條）。而して此の土地、工作物引渡義務不履行  
に對する強制執行手段として代執行及直接強制に依ること  
の出来るのは明かであるけれども、此の義務不履行が上に  
述べた様に國家總動員法違反の罪を構成する場合には、之  
に對して執行罰の手段を採り得るや否やは疑問である。同  
一の所爲に對して執行罰と刑罰とは之を併課し得ずと爲す  
立場に從つて、斯る場合には執行罰の手段を採り得ないも  
のと解するのが適當ではなからうか。

土地、工作物引渡義務の強制を爲さんとする場合には、先づ代執行の方法に依らねばならない。即ち主務大臣は豫め戒告を爲した後、自ら引渡に必要な行爲を爲し又は第三者をして之を爲さしめ其の費用を義務者から徴収する。尤

も急迫の事情ある場合には戒告を爲さずして、所謂即時代執行を爲すことが出来る(同法第五條第一項及第二項)。又義務者からの費用の徴収に關しては國稅徵收法の規定に依ることが出来ることゝなつてゐる(同法第六條第一項)。執行々爲其のものは部下の官吏をして之を爲さしめ、或は又其の指揮監督の下に民法上の雇傭又は請負契約に依つて他人をして之を爲さしめることを得る。主務大臣は右の手段に依つて強制すること能はずと認めるとき又は急迫の事情ある場合には直接強制を行ふことが出来る(同法第五條第三項)。直接強制は謂ふ迄もなく義務者の身體又は物に對して實力を加ふることに依つて、其の義務が履行されたと同様の状態を實現せしめる作用である。土地、工作物引渡の義務は代替性のものであるから代執行に依り完全に目的を達し得

る筈であるけれども、急迫の必要があり人夫を集めることが困難な場合には實力で義務者を壓迫し義務者自身をして其の義務を履行せしめると謂ふ様なこともないではあるまい(註)。

土地、工作物の引渡を受けた後、使用期間満了前に使用を廢止した場合(第七條)及使用期間満了した場合には、之を所有者に返還せねばならないことは當然である。土地又は工作物の一部に付て使用を廢止したときも同様と思ふ。

### 三 報告徴取及臨檢々查

國家總動員法第三十一條は、政府は國家總動員上必要あるときは、命令の定むる所に依り、報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し、業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得と規定してゐるが、土地、工作物の管理、使用、收用に關する本條に基づく命令としては次の様に定められてゐる。

主務大臣は管理、使用又は收用に係る土地又は工作物に關し、國家總動員法第三十一條の規定に依り報告を徴し又

は當該官吏をして管理、使用若は收用に係る土地若は工作物其の他必要なる場所に臨檢し、其の土地若は工作物に關する帳簿書類其の他の物件を檢査せしむること得（第二十條）。

之に依つて管理、使用、收用の目的完遂の爲に必要な措置として報告徴取、臨檢々查を爲すことを得るのである。之は嚴格なる意義に於ては管理、使用、收用の効果ではないが便宜上茲に説明することゝしたい。茲に管理、使用、收用に係る、とあるのは權利の得喪及停止の效果を生ずる管理、使用、收用の時期以後のみならず其の以前と雖も管理、使用、收用處分の後即ち令書の送達又は之に代る公告の後は報告徴取、臨檢々查を爲し得ることを意味するものと解する。

報告徴取權、臨檢々查權は既に説明した立入測量檢査權と同様、法律の直接規定に依つて國家に與へられた權利であり、之を行使する機關は主務大臣である。主務大臣は必要ありと認めるときは此の權利の一部を所轄官衙の長又は

地方長官をして行はしめることも出来る（第二十一條）。

主務大臣、所轄官衙の長又は地方長官が臨檢々查權を行使するに當つては、當該官吏をして臨檢々查を爲さしむるのであるが、それが爲には其の身分を示す證票を携帯せしめなければならぬ（第二十二條）。此の證票は第二號様式として定められてゐる（即第十條）。即ち既に示した立入測量檢査に於ける證票と同一様式のものである。

本條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲した者は千圓以下の罰金に處せられる（國第三十八條）。又當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避した者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられることゝなつてゐる（國第四十二條）。身分を示す證票を携帯しなかつた場合に於ける右犯罪の成否及當該官吏の補助者が其の携帯を要しない點等は總て立入測量檢査に付て述べたところと同様である。

（註）行政執行法に依る強制執行は、土地、工作物引渡義務に付てのみならず、第六條の規定に依る不作爲の義務、第十六條の規定に依る移轉命令に基づく義務等に付ても適用のある

ことを見逃してはならない。

## 第八 損失補償

### 一 損失補償の意義及範圍

管理、使用、收用は國家總動員上の必要に基づいて爲される國家權力に依る處分であるが、此の處分に依り國家の期待するところは土地、工作物の管理權、使用權、所有權の取得であつて、管理、使用、收用の相手方に損失を蒙らしめることではない。換言すれば之等の者に他の一般人民には課せられない特別の犠牲を課することが目的ではない。従つて國家は管理、使用、收用に因つて處分の相手方に生じた損失は金錢を以て之を補償することを要するのである。即ち國家總動員法は「政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス」(國第二十七條)と規定して此の趣旨を明かにしてゐる。

公用徴收に於ける損失補償の性質に關しては、主として土地收用法に於て議論せられ、公法說と私法說との争のあ

ることは人の知るところであるが、管理、使用、收用に於ては、國家權力に基づく處分に因つて生じた損失を、其の權力の主體たる地位に於ける國家が補償するものであるから、之が公法的性質を有し、損失補償を受くる權利は公法上の權利であり、損失補償を爲すべき義務は公法上の義務であることは多言を用ひずして明かであらうと思ふ。

此の様に管理、使用、收用の損失補償は、其の處分に因り相手方の蒙つた損失を金錢を以て補償するものであり、之に依り相手方が經濟上に於ては管理、使用、收用を爲さねなかつたと同様の状態に置かれることを目的とするものであるからそれは常に完全なる補償であることを要する。

即ち損失補償は完全性を要素とするのであつて、此の點土地收用法に於ける損失補償と異るところはない。尤も此の完全性に付ては土地收用法上に於ても論ぜられてゐるやうに客觀的完全性なりや主觀的完全性なりやの問題があるが、本令に於ては損失補償の範圍に關して「國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ管理、使用又ハ

收用ニ關スル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス」(第十三條第一項)と規定してゐる。

「通常生ズベキ損失」とは土地收用法に所謂「通常受クベキ損失」(土第五十四條)と全く同意義であつて、管理、使用、收用に關する處分と相當因果關係を有する損失を謂ふのであり、客觀的社會的に觀て通常受クべきことを認められる經濟的損失の謂に外ならないのである。従つて管理、使用、收用の相手方自身に於ける個人的特別事情に基づくものは之を含まないから、客觀的完全性が要求されてゐるものと考へることが出來やう。尙「管理、使用又ハ收用ニ關スル處分」に因る損失を補償すべきものとしてゐるのは、其の範圍を管理、使用、收用に因る損失のみに止めず之に關する處分に依る損失をも補償せしめんとするものである。従つて管理、使用、收用の事前中止に因る損失(第七條)や、準備の爲にする立入測量検査に基づく損失も亦之を補償しなければならないのである(註)。

本令に於ては土地收用法に於けるが如く損失補償の内容

に關して個別的の規定を設けてゐない。従つて、土地、工作物の價格上の損失補償(土第四十八條)も、殘地の損失補償(土第四十九條)も、移轉料補償(土第五十一條)も、工作費補償(土第五十三條)も總て通常生ズベキ損失の補償の中に包含されること勿論である。然しながら國家が管理、使用、收用の目的とする總動員業務の實施に因つて生ずる損失は、所謂事業損失であつて、管理、使用、收用との間に相當因果關係を缺如するものであるから正當なる損失補償の範圍から除外されるべきものであらう。

(註) 管理、使用、收用處分の後其の效果發生前に管理、使用收用の相手方の責に歸すべからざる事由に因つて土地、工作物が滅失又は毀損した場合に關しては土地收用法第六十四條の如き危險負擔に關する規定がない。而も之は「管理、使用又ハ收用ニ關スル處分ニ因ル損失」ではない。従つて國家は此の危險を負擔しないものと解するの外はあるまい。

## 二 損失補償の請求

損失補償の義務を負擔する者は國家である。而して其の請求に對して國家が補償金を支拂ふ場合に、之が金額を決

定する者も亦國家である。然しながら管理、使用、收用處分を爲した主務大臣が單獨に決定するのではなく、總動員補償委員會の議を経て之を定むることとなつてゐる。而して總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て定められてゐる（國第二十九條）（註）。

總動員補償委員會及主務大臣が損失補償の金額を決定するに當つては、それが客觀的完全性を要求する當然の結果として、算定標準を客觀的社會的評價に求むべきである。

金額決定に付て標準となるべき時期に關して土地收用法に於ては、收用審査會の裁決の時なりや、收用又は使用の時期なりやに付て議論が岐れてゐる。然しながら之は土地收用法が損失補償前拂の主義を採用してゐる結果として生ずる議論に外ならない。土地收用法に於ては補償金の支拂又は供託に依つて始めて收用又は使用の効果を發生するのであつて、損失補償の支拂が效果發生の條件を爲してゐるのである（土第六十條）。従つて收用審査會の補償金額の決定は常に現實の損失發生以前に在るので、何れの時期を標準

として決定すべきかの問題を生ずるのである。

然しながら損失補償前拂の主義は決して公用徵收制度の本質から派生するものではない。それは私有財産不可侵の原則と公用徵收制度との調和を圖る手段の一に過ぎないのである。されば其の調和を破壊しない以上は、必要があるならば損失補償後拂の主義を採ることと不可能ではない。

土地、工作物の管理、使用、收用に於ては、手續の迅速機密を尊ぶ國家總動員の必要に基き、損失補償後拂の主義を採用し、先づ管理、使用、收用處分の効果を完成せしめたる後に於て損失の補償を爲すこととなつてゐる。斯の如く損失補償後拂の主義に依つてゐる以上は、補償金額決定の標準となるべき時期は、處分の效果完成し現實に損失の生じた時でなければならぬことは自明の理と謂ふべきであらう。即ち管理、使用處分に於ては管理、使用の時期より期間滿了又は管理、使用廢止迄の間、收用處分に於ては收用の時期、管理、使用、收用の事前中止處分に於ては其の效果發生の時、立入測量検査に於ては其の行爲に因る損

失發生の時を標準として補償金額を決定すべきであらう。

損失補償後拂主義の結果として、損失補償請求權の行使に關し左の通り定められてゐる(第十三條第三項)。

即ち損失補償を請求せんとする者は閣令の定むるところに依り、

(一) 管理、使用の場合に在りては管理、使用の期間満了し又は之を廢止したる後に

(二) 收用の場合に在りては收用の後に

(三) 第七條第一項前段(管理、使用、收用の事前中止)の場合に在りては其の處分ありたる後に

(四) 第十九條第一項の規定に依る行爲(立入測量検査)の場合に在りては其の終了の後に

之を請求すべし、但し管理又は使用の場合に在りては閣令を以て定むる別段の時期に於て之を請求することを得。

右に所謂閣令の定めとして、損失補償を請求せんとする者は、

(一) 管理、使用の場合に在りては其の期間満了し又は

之を廢止したる後六月以内に

(二) 收用の場合に在りては收用ありたる後六月以内に

(三) 管理、使用、收用の事前中止の場合に在りては其の處分ありたる後三月以内に

(四) 立入測量検査の場合に在りては其の終了の後三月以内に

損失補償請求書を主務大臣に提出すべきものとされてゐる(則第四條第一項)。

尙管理、使用の場合に於て、其の期間が一年を超ゆるものであるときは、一年又は其の端數の期間毎に分割して損失補償請求書を提出することが出来る。此の場合に於ては請求書は當該期間満了後三月以内に之を主務大臣に提出すべきである(則第四條第二項)。蓋し、管理又は使用が一年以上も繼續して行はれるが如き場合に於て其の期間經過後一回で損失の全部に付ての金額を決定することは相當の困難を伴ふばかりでなく、長い間補償を與へずして管理、使用することは相手方に著しき犠牲を忍ばせる結果となるので

分割拂を認める必要があるのである。

主務大臣は使用又は收用に係る土地又は工作物に在る物件の所有者又は占有者をして其の物件を移轉せしめることが出来る(第十六條第一項)。使用の場合には必ずしも土地、工作物に在る物件を移轉させないでも其の目的を達し得ることもあるので、主務大臣の命令に依つて始めて移轉義務を生ずるものとしたのである。收用に於ては收用の時期に土地、工作物の所有權を國家が取得し其の他の權利は消滅するから本來ならば其の時に於て當然土地、工作物に在る物件を移轉しなければならぬ筈であるが、此の場合に於ても亦強て移轉しないでも差支のないこともあるので主務大臣の命令に依つて始めて移轉義務を生ずるものとし、間接に此の移轉命令のあるまで物件を存置せしめる爲に土地工作物を使用する權利を認めたのである。

此の物件移轉の命令も亦「管理、使用又ハ收用ニ關スル處分」の一であるから、移轉に因る通常生ずべき損失は補償されるものであることは前に一言した通りである。而し

て此の補償も後拂主義の結果、移轉を了してから支拂はれるのであるけれども、移轉料の如きは事前に於ても比較的正確に其の金額を豫定し得る場合があるので、移轉に係る補償の請求の時期に付ては閣令の定めるところに依る(第十三條第四項)ものとし、閣令の定めとして、當該物件を移轉した後六月以内に損失補償請求書を主務大臣に提出することを要するも、主務大臣の移轉命令があつた後、移轉の時期前に於て補償の請求を爲すことを妨げないものとした(則第四條第三項)。

以上述べた損失補償請求時期に關して疑問となるのは、之を經過した後の請求に對しては補償金を支拂ふこと要せざるや否や、換言すれば其の時期の經過に依つて損失補償請求權の喪失を來すや否やである。喪失しないものと觀れば政府に對する金錢給付を目的とするものであるから會計法の定むるところに依り五年間の消滅時効(同法第三十二條)にかゝるものとなるであらうけれども、處分の目的を果した後の措置を速に完結せしめんとする精神に稽へるな



らば請求時期の経過に依り損失補償請求權の消滅を來すものと解すべきではなからうか。

管理、使用、收用に關する處分に因る通常生すべき損失に對し補償請求權を有する者は、管理、使用、收用に係る土地、工作物又は當該土地に在る工作物其の他の物件を所有したる者及此等に付所有權以外の權利を有したる者に限られる。即ち管理、使用、收用處分たる令書の送達又は之に代る公告の時以後に於け土地、工作物、地上物件の所有者たりし者及關係者たりし者である。尤も立入測量検査に於ては準備行為である爲、まだ管理、使用、收用處分は爲されてゐないから右と同一に觀ることは出來ない(第十三條第二項)。此の場合其の行為に依り通常生すべき損失を受けた總ての者が請求權者である。

「所有シタル者」及「權利ヲ有シタル者」と過去形に規定されてゐるのは補償後拂主主義の結果に外ならない。尙當該工作物に在る物件に付て所有權又は所有權以外の權利を有したる者で當該工作物に付ては何等の權利を有しなかつた者

の如きは損失補償請求權を有しないのである。従つて之等の者は第十六條の規定に依る主務大臣の移轉命令を受けた場合に於ても其の損失は補償されない(而かも後に述ぶる如く或る場合には擴張收用だけは認められてゐるのである)果して適當な規定と謂ひ得るであらうか。

損失補償請求書は三種に區別され各必要事項を記載すべきものとなつてゐる(則第五條)。

其の一は土地、工作物の管理、使用又は收用に係る損失補償請求書である。其の記載事項は左の通り、

1 當該土地又は工作物の表示

2 管理又は使用の場合に在りては管理又は使用の開始の時期、管理又は使用の期間及請求の基礎と爲りたる

期間、收用の場合に在りては收用の時期

3 補償請求の事由

4 補償請求額

5 其の他必要と認むる事項

其の二は管理、使用、收用の事前中止の場合又は立入測

量検査行爲に係る損失補償請求書である。其の記載事項は左の通り、

- 1 當該土地又は工作物の表示
- 2 補償請求の事由
- 3 補償請求額

4 其の他必要と認むる事項

其の三は物件移轉命令を受けた場合に於ける移轉に係る補償請求書である。其の記載事項は左の通り、

- 1 當該物件の表示
- 2 當該物件の移轉の時期及場所
- 3 補償請求の事由
- 4 補償請求額
- 5 其の他必要と認する事項

尙損失補償請求書には損失補償額算出明細書を添附すべきであるし、受領調書の交付又は其の謄本の送付を受けた場合であるならば其の寫をも添附することを要する。而して之等添附書類の外主務大臣は必要と認むる書類の提出を

求めることが出来る(則第六條)。

茲に一言注意を要するのは第二十條に定むる報告の徴取及臨檢々查に因つて生じた損失に付ては補償を認められないことである。既に説明した如く報告の徴收及臨檢々查は國家總動員法第三十一條の規定に基づくものであつて、之に因る損失は所謂管理、使用、收用に關する處分に因る損失ではない。而も國家總動員法は其の第三十一條の規定に基づく行爲に起因する損失に對しては何等補償の途を設けてゐないのである。蓋し總動員目的達成上當然受忍すべき義務と認められたものであらう。

(註) 總動員補償委員會規程 (昭和十三年七月二日) (勅令第四七四號)

第一條 總動員補償委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ國家總動員法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 總動員補償委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員共ノ職務ヲ代理ス

第六條 總動員補償委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ補償金ノ算定ニ關スル事項ノ調査ニ從事ス

第七條 總動員補償日本會書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條 總動員補償委員會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ又ハ當事者共ノ他適當ト認ムル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第九條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外總動員補償委員會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需評議會規程ハ之ヲ廢止ス

(未完)

## 十五尺の井戸底から千年前の

### 土器發掘

高知市天神町黒門前元高知稅務署間稅課長島崎友猪氏は昨年新築した家屋の南隣へ井戸掘を計畫し本月十三日頃から井戸掘人夫を雇用し十八日午前頃十五尺位掘り下げたところ砂中に異様のものがあるので人夫がとり出島崎氏に示したがこれは直徑六寸五分高さ四寸五分の赤土燒の甕のやうなものである。直に縣立圖書館に持參し長岡氏の鑑定を受けたが同氏の鑑定によるとこれは彌生式の土器に次ぐ土師器(ハシキ)で一千年以前のもものと判明同氏は大喜びである。

右につき長岡氏は語る

井戸の中からこんな珍しいもの出たのは本縣では空前で而かも一點の瑕がなく完全であるのも珍らしい、大古あの邊は海であり人が住んでゐたとは思はれぬが、或は上流から流れて來たものがあの邊で沈み今日に至つたものではあるまいか、この道の權威者である堀内縣立第一高女教諭にも示し大いに研究する心算である。